

産業廃棄物処理業者の皆様へ

千葉県における条例に基づく産業廃棄物収集運搬車両の 標章（ステッカー）表示義務を廃止しました。

産業廃棄物の不法投棄の防止等を目的として、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（以下「条例」という。）」により、産業廃棄物収集運搬業者の運搬車両への標章（ステッカー）の貼付を義務付けていましたが、不適正処理の状況の変化や不審車両等に対する監視体制の整備が進んだことなどを踏まえ、条例を改正し、平成29年3月7日に標章表示義務を廃止しました。

1 標章表示義務の廃止日について

平成29年3月7日に改正条例を施行しました。

また、改正条例の施行に伴い、標章交付申請書の提出も不要となりました。

※ 県庁のホームページでも御案内していますので御確認ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tekiseika/hyoushou.html>

2 廃棄物処理法施行令に基づく「表示」は引き続き必要です。

改正条例の施行後においても、廃棄物処理法施行令に基づく産業廃棄物収集運搬車両への許可番号等の表示については、引き続き義務が課せられており、産業廃棄物を収集運搬する際には、当該運搬車両の両側面に必要項目を表示する必要があります。

また、産業廃棄物の運搬車には、廃棄物処理法施行令に基づき、収集運搬業者の場合は、マニフェスト及び収集運搬業許可証の写しを常時携帯する必要があります。

廃棄物処理法施行令に基づく「表示」 （産業廃棄物処理業者の場合）

- 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 業者名
- 許可番号（下6けた以上）



※環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/index.html>

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課 収集運搬担当

TEL 043-223-2654